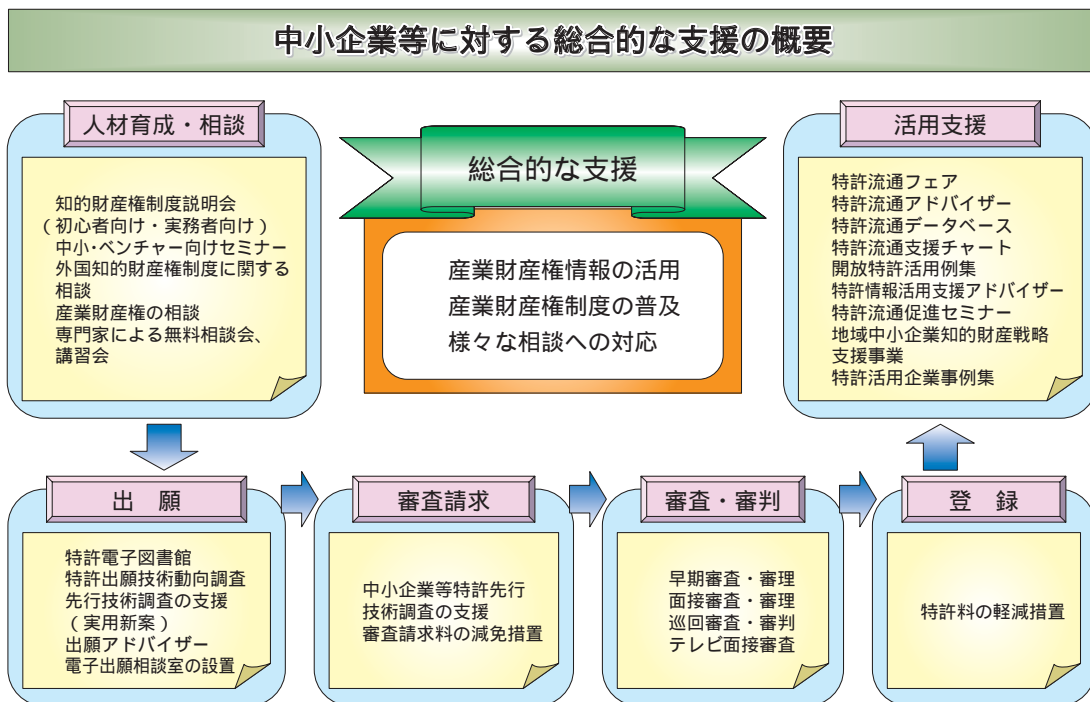


第3章

中小企業等に対する支援

1. 中小企業等に対する総合的な支援施策

我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して、特許庁では様々な施策を通じて総合的に支援している。



特に、上記の中小企業等に対する施策を中小企業等が有効的に活用することによって、さらに産業財産権を取得し活用できるよう支援していく体制を構築しており、上記概観に沿って以下に各支援策を紹介する。

(1) 産業財産権の普及・人材育成・相談に関する支援

知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）

知的財産権についてこれから学びたい者や、新たに企業の特許部門等に配属された初心者レベルの者等を対象にした、知的財産権に関する説明会を開催している。

また、産業財産権業務に携わっている者等を対象に、審査の運用基準や国際出願（PCT）制度、審判制度の運用、国際特許分類（IPC）等、その他実務上必須ともいえる諸制度についての説明会を開催している。

（問い合わせ先：特許庁総務課）

中小・ベンチャー企業向けセミナー

経営者、研究開発責任者等を対象に、地域のニーズにあった知的財産権の戦略的な取得や権利活用の手法についてのセミナーを開催している。

（問い合わせ先：各経済産業局等特許室）

外国産業財産権制度に関する相談

国内中小企業等からの、諸外国の産業財産権制度についての相談を受け付けている。

（問い合わせ先：（社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター）

産業財産権に関する相談

各経済産業局等特許室では、出願から登録まで基本的事項や具体的な出願方法などについて、専門スタッフが常時相談を受け付けている。

また、独立行政法人工業所有権情報・研修館では、現在、アイデアがあるがどのようにしたら権利化できるかわからない者、特許等の出願をしたいが手続きがわからない者等、どのような者からの相談でも受け付けている。相談は、窓口、電子メール、電話等で行うことができる。

（問い合わせ先：各経済産業局等特許室、（独）工業所有権情報・研修館）

専門家による特許無料相談会、特許講習・指導相談会

全国各地域において産業財産権に関わる具体的な案件について専門家による個別相談を受け付けている。また、産業財産権制度に関する理解を深めるとともに、より具体的な個別相談の要望にも応えるため、講習会と相談会を組み合わせた「講習・指導相談会」も実施している。

（問い合わせ先：（社）発明協会）

(2) 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援

特許電子図書館 (IPDL)

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類、約5,400万件を文献番号や各種分類等により検索可能な形で提供するとともに、それぞれの出願の審査状況が簡単に確認できる審査経過情報等の産業財産権情報を提供している。

また、IPDLヘルプデスクでは、IPDLの操作・利用に関する問い合わせを受け付けている。
(問い合わせ先:(独)工業所有権情報・研修館)

特許出願技術動向調査

ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティアの8分野を中心にテーマを選定し、「特許出願動向」を中心に、総合的な分析を行い、当該テーマにおける技術課題と今後の技術開発の方向性についての情報を特許庁ホームページにおいて発信している。

(問い合わせ先:特許庁技術調査課)

先行技術調査支援(実用新案)

実用新案の出願前に、専任の技術評価員が膨大な過去の技術文献から相談者の技術に該当・類似する技術を検索し、調査結果の報告書を郵送している。

(問い合わせ先:(社)発明協会)

出願アドバイザー

全国の発明協会支部電子出願相談室に常勤している出願アドバイザーが、出願手続、共同利用パソコンの使い方、電子出願制度についての相談に応じている。時間がなくて電子出願相談室まで行けない場合や、地域のイベント等での説明を希望する場合には、出張相談・指導も行っている。

(問い合わせ先:(社)発明協会)

パソコン出願のための共同利用パソコンの設置

パソコン出願に必要な機器がない者でもパソコン出願を利用できるよう全国の発明協会支部に共同利用パソコンを設置している。最新機器一式はもちろん、作業を効率的に行えるよう、書類の編集、チェック機能、ファイルの変換機能をオプションとして取り揃えている。

(問い合わせ先:(社)発明協会)

(3) 産業財産権の審査請求に関する支援

中小企業等特許先行技術調査支援

審査請求を行うか否かの見極めを支援するために、中小企業等の審査請求前の出願について、申し込みに基づいて、特許庁から委託を受けた民間調査機関が先行技術調査（無料）を行い、調査結果を送付している。

(問い合わせ先：特許庁総務課)

審査請求料の減免措置

資力に乏しい個人・法人等を対象に、審査請求料の免除又は半額軽減の措置を要件に応じて適用している。また、研究開発型中小企業を対象にした審査請求料の半額軽減の措置もある。

(問い合わせ先：特許庁総務課、各経済産業局等特許室)

(4) 産業財産権の審査・審判に関する支援

早期審査・早期審理

出願人が中小企業や個人の方の場合や既に発明を実施している場合は、「早期審査（早期審理）に関する事情説明書」を提出することにより、通常の出願に比べ早期に審査・審理が行われる。（詳細は、第2部第1章1.「特許審査」を参照。）

意匠、商標にも早期審査・早期審理制度があるが、特許の場合とは、早期審査・早期審理を受けられる要件が異なる。（詳細は、第2部第1章2.「意匠審査」又は第2部第1章3.「商標審査」を参照。）

(問い合わせ先：特許庁調整課、特許庁意匠課、特許庁商標課、特許庁審判課)

面接審査・面接審理、巡回審査、テレビ面接審査等

出願人又はその代理人と審査官又は審判官が直接面接して、互いに出願及び技術・意匠についての理解を深めることにより、よりの確な権利取得を支援している。

特許庁で行う面接審査・面接審理のほか、全国各地に審査官又は審判官が出張して行う巡回審査・地方面接審理や巡回審判、各経済産業局等特許室に設置したテレビ会議システムを利用して行うテレビ面接審査がある。

(問い合わせ先：特許庁調整課、特許庁意匠課、特許庁審判課)

(5) 産業財産権の登録に関する支援

特許料の減免措置

資力に乏しい個人・法人等を対象に、特許料（第1年分から第3年分）の免除又は3年間猶予の措置を要件に応じて適用している。また、研究開発型中小企業を対象にした特許料（第1年分から第3年分）の半額軽減の措置もある。

(問い合わせ先：特許庁総務課、各経済産業局等特許室)

(6) 産業財産権の活用に関する支援

特許流通フェア

特許導入を希望する企業と、特許提供を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタントなどが一堂に会するイベントを開催しており、開放特許のプレゼンテーションや商談会を実施している。

(問い合わせ先：特許庁総務課)

特許流通アドバイザー

技術移転の公的専門家であり、全国の都道府県・TLO等に派遣されている。企業訪問を中心に行っており、企業、大学、研究機関が保有する提供可能な特許の把握と中小企業等の特許導入ニーズを発掘し、両者のマッチングのアドバイスを実施している。アドバイザー間でネットワークが構築されており、全国レベルのマッチングも多数行われている。

(問い合わせ先：(独)工業所有権情報・研修館)

特許流通データベース、特許流通支援チャート、開放特許活用例集

特許流通データベースは、インターネット上で、企業、大学、公的研究機関等の開放特許を一括して検索できる開放特許データベースである。約58,000件の登録があり、データベースへの登録や検索は全て無料である。また、IPDLとリンクしており特許公報等を見ることがもできる。

特許流通支援チャートは、技術テーマごとに過去10年間の特許情報を分析し、技術の成熟度、技術開発課題に対する解決手段等の動向を分かりやすく解説したパテントマップである。

開放特許活用例集は、特許流通データベースに登録されている開放特許の中から、製品化ポテンシャルの高いと思われる案件を選んで、新製品・新事業のアイデアを付加して提供している。

(問い合わせ先：(独)工業所有権情報・研修館)

特許情報活用支援アドバイザー

特許情報活用の専門家であり、特許情報の検索方法や活用方法についての相談、IPDLの利用方法についての相談を受け付けている。また、中小企業等への出張相談や講習会を無料で実施している。

(問い合わせ先：(独)工業所有権情報・研修館)

特許流通促進セミナー

特許情報の活用方法、開放特許の活用事例、特許契約のポイントなどについて分かりやすく説明している。

(問い合わせ先：(独)工業所有権情報・研修館)

地域中小企業知的財産戦略支援事業

独自の基盤技術を持ち、今後、自ら経営戦略の一環として、知的財産戦略に基づいた事業展開を図って行く中小企業に対し、知的財産専門家を派遣し、知的財産戦略づくりを支援するとともに、参考となる情報を提供している。

(問い合わせ先：特許庁総務課)

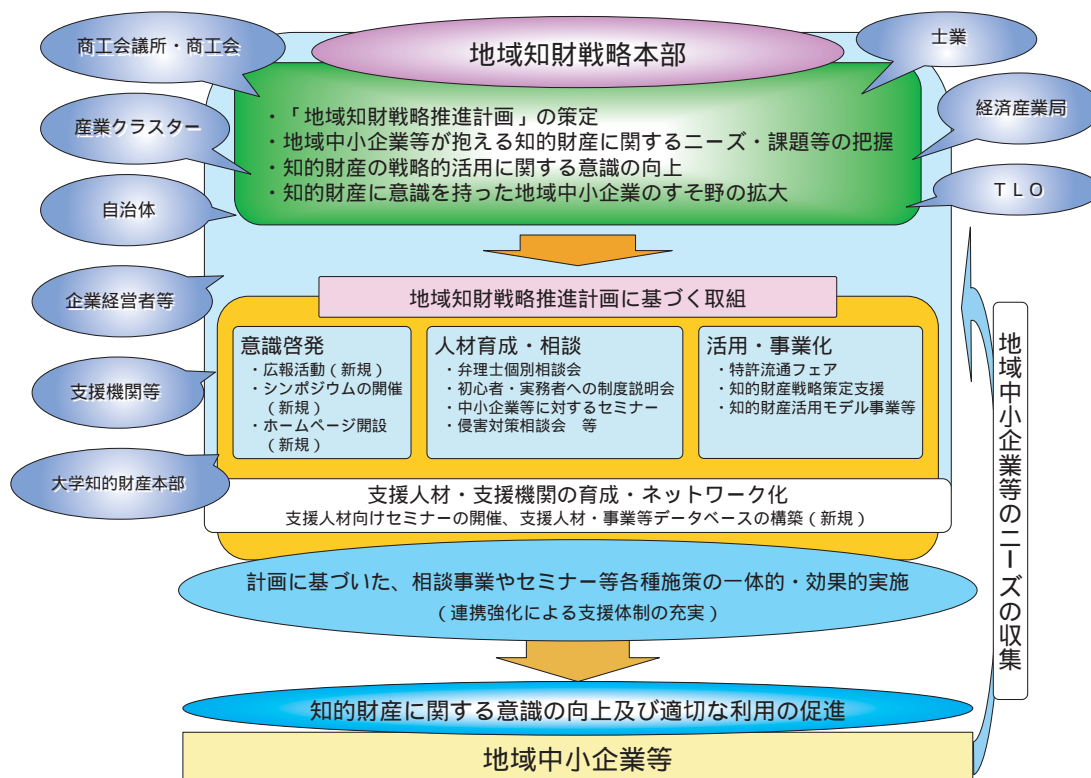
特許活用企業事例集の頒布

知的財産権の活用による経営改善の転換を図ろうとする中小企業等の参考に資するため、全国の中堅・中小企業の中から知的財産権を経営の柱として積極的に活用している企業68社を掲載した「特許活用企業事例集 第2集」を2005年1月に発刊し、各経済産業局等の特許室を通じて広く頒布している(特許庁ホームページ上でも掲載)。

(問い合わせ先：特許庁総務課)

2. 地域における取組(地域知財戦略本部事業)

地域の中小企業が知的財産を十分に活用できる環境を整備するため、2005年度より、地方経済産業局ごとに、中小企業支援機関、知財支援機関、弁理士、大学、地方公共団体等地域の官民からなる「地域知財戦略本部」を新たに設置。同本部の策定する地域知財戦略推進計画に基づき、産業クラスターとの連携を図りつつ、既存の諸施策も含め、相談会、セミナー、知財支援機関・人材データベースの構築等の施策を重点的に展開。併せて、地域の知財関係機関や人材のネットワークを強化する。



地域における支援体制

地域における産業財産権の情報提供や活用等、地域ニーズに合わせた支援を行うため、各経済産業局等に特許室を設置しているほか、(独)工業所有権情報・研修館地方閲覧室、各都道府県の知的所有権センター等を通じて総合的な支援体制を整備している。

また、前述の地域知財戦略本部(2.参照)とも密接に連携しつつ、効果的な地域中小企業に対する支援体制の構築を図ることとしている。

